

令和8年熊本地震に係る災害救助法適用地域出身学生への支援措置について

学校法人桑沢学園では災害罹災学生に対する学生納付金減免規程に基づき、災害救助法適用地域出身学生への支援措置を行っております。

申請を希望する場合は、下記書類を指定期日までに提出してください。

【申請書類】

- ・ 学納金減免申請書（所定用紙）
- ・ 家計状況申告書（所定用紙）
- ・ 本人および家族全員の「住民票」（3か月以内に発行したもの、コピー可）
- ・ 収入がある人全員分の「2025年（令和7年）分の課税証明書」（各自治体5～6月以降発行、コピー可）

- ・ 罹（り）災証明書（コピー可）

※被災証明書ではございませんのでご注意ください。

- ・ その他本学が特に提出を求めるもの

※所定用紙は本学HPよりダウンロードしてください。

https://www.kuwasawa.ac.jp/support_202608.html

【提出期限】

2026年10月31日（土）※ 郵送提出の場合は必着

【その他注意事項】

1. 減免等の支援を受けるにあたっては、家計状況の審査を行います。審査により減免の可否および減免額を決定いたします。
2. 減免期間は当該年度です。ただし、毎年度申請することにより、最短修業年限を期限として継続することができる場合があります。
3. 家計支持者の死亡、離職等の事由により、「罹（り）災証明書」が発行できない場合は、別途、証明できる書類を提出してください。
4. 審査結果は、2026年11月下旬にお伝えする予定です。
5. 申請書類の提出方法は窓口提出、郵送提出のいずれかの方法により提出してください。
6. 提出書類につきましては、審査結果に関わらず返却致しませんので、予めご了承ください。

【提出先】

桑沢デザイン研究所 教務学生課

〒150-0041 東京都渋谷区神南1丁目4-17